

公益社団法人日本カーリング協会

理事会運営ガイドライン

(目的)

第1条 公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）の理事会に関する事項について、法令または本協会の定款に従うほか、適切な理事会運営を目指すために本ガイドラインを定めるものである。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2. 通常理事会は、年6回定期に開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電磁的記録をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項及び第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、臨時理事会について、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2. 会長は、第2条第3項第2号又は第2条第3項第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

3. 理事全員の改選直後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集手続)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第6条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2. 前項にかかわらず、会長が欠席したとき、会長が欠けたとき又は理事全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事のなかから互選された者がこれに当たる。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

2 総務委員会から執行役員会の議案が提出された場合には、総務委員長若しくは総務副委員長は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事等の報告又は説明)

第8条 議長は、議題付議の宣告後、必要と認めるときは、代表理事、業務執行理事及び監事又は議題若しくは当該議題にかかる議案の提案者に対し、その議題又は議案に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合代表理事、業務執行理事及び監事又は議題・議案の提案者は、議長の許可を得て、事務局職員等の補助者に説明をさせることができる。

2. 一般社団・財団法人法第93条第2項の規定により理事から招集の請求があった場合は、議長はその理事に議題の説明を求めなければならない、また必要があるときは代表理事、業務執行理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせなければならない。

(理事会の採決)

第9条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。この場合議長は、一括して審議した議題については、一括して採決することができる。

2. 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の採決を行う。

3. 複数の修正案が提出された場合は、原案から遠いものと議長が認めるものから順次採決を行う。ただし、多数の修正案が提出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち採決することができる。

4. 議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

(決議事項)

第10条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

イ この法人の業務執行の決定

ロ 代表理事の選任・解職

ハ 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

ニ 重要な財産の処分及び譲受

ホ 多額の借入

ヘ 重要な使用人の選任・解任

ト 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

- チ 内部管理体制の整備
 - リ 利益相反取引又は競業に関する取引の承認
 - ヌ 事業計画書及び収支予算書の承認
 - ル 事業報告及び計算書類等の承認
 - ヲ その他法令に定める事項
- (2) 定款に定める事項
- イ 関連規則の制定、変更及び廃止
 - ロ 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職
 - ハ 執行役員の選任及び解任
 - ニ 専門委員会の設置及び廃止
 - ホ 専門委員会の組織及び運営に関する事項
 - ヘ 基本財産の管理及び処分
 - ト 事務局長及び職員の任免
 - チ 事務局の組織及び運営に関する事項
 - リ その他定款に定める事項
- (3) その他重要な業務執行に関する事項
- イ 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - ロ 重要な事業その他にかかる争訟の処理
 - ハ その他理事会が必要と認める事項

(議案)

第11条 理事会に付議する議案は、理事会開催の1週間前に会長がこれを提出する。ただし、他の理事も、あらかじめ会長にその趣旨を申し出ることにより、理事会開催の1週間前に議案を提出することができる。

2. 理事会は、招集通知に掲げられなかった議案についても、理事の半数の若しくは監事の異議のない限り、これを審議することができる。

3. 執行役員会における議案を提出する場合には、理事会開催の1週間前に総務委員長(総務委員長が不在の場合は総務副委員長)から会長に提出するものとする。ただし、緊急の審議を要するものについては、会長、専務理事、総務委員長の協議をもって判断するものとする。

(改 廃)

第12条 このガイドラインの改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則1.

このガイドラインは、令和4年7月23日から施行する。